

参議院議員選挙へ行こう！

7月10日(日)は投票日

投票の仕方を教えるでござる



任期満了に伴う第24回参議院議員通常選挙が行われます。日頃からもっている国政への関心をこの選挙で活かし、自覚と良識のある一票を投票しましょう。

投票できる人

平成10年7月11日までに生まれた人で、平成28年3月21日までに厚岸町に転入の届け出を済ませて、平成28年6月21日現在で引き続き3カ月以上本町の住民基本台帳に記録されている人が投票できます。

選挙権年齢が『満18歳以上』に引き下げられました

公職選挙法の改正により選挙で投票できる人の年齢が満18歳以上に引き下げられ、今回の参議院議員選挙から18歳・19歳の人も投票できるようになりました。

選挙権年齢が引き下げられたことで、より一層、若い人の意見を政治に反映するとともに、政治への関心や政治参加への意識が高まることが期待されています。

棄権せずに自らの意思で貴重な一票を投じましょう。

投票所と投票時間

投票所と投票時間は表のとおりです。なお、6月16日以降に町内で転居した人は、転居前の投票所になります。

投票の注意

▽投票事務をスムーズにするため、入場券を持参してください。期日前投票、不在者投票の場合も同様です。
▽投票は、先に候補者名を記入する『選挙区選出議員選挙』、次に政党名または候補者名のいずれかを記入する『比例代表選出議員選挙』の順に行います。

▽身体が不自由、または字が書けない人は、代理投票ができますので係

員に申し出てください。選挙人の秘密は守ります。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで自分の投票区にいない人は、事前に期日前投票を行ってください。

期日前投票を行う際は、入場券の裏面に記載された期日前投票宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所に持参してください。スムーズに期日前投票ができます。入場券を持参しない場合は、期日前投票所で宣誓書を記入してください。

- 期間／7月9日(土)まで
- 時間／8時30分から20時まで
- 場所／役場庁舎2階選挙管理委員会事務室(大会議室)

病院などのできる不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に入院、入所している人は、その場所で投票ができます。投票を希望する人は、入院している病院の院長、入所している施設の施設長またはその

代理人に投票用紙などの請求を依頼してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあるため、投票所に行けない人は、自宅で郵便による投票ができます。この場合、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。7年間の有効期限が切れる人、新たに交付を受ける人は、早めに申請の手続をしてください。

郵便等投票証明書は、本人が署名

した(代理記載の場合は不要)交付申請書に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて申請すると交付されます。この証明書を添えて7月6日(水)までに投票用紙の請求をしてください。

なお、この投票ができる人は、次のとおりです。

●身体障害者手帳に「両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が一級若しくは二級である者」、「心臓、じん臓、

呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が一級若しくは三級である者」、「免疫、肝臓の障害が一級から三級までである者」として記載されている人

●戦傷病者手帳に「両下肢、体幹の障害については特別項症から第二項症までである者」、「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害については特別項症から第三項症までである者」として記載されている人

郵便などによる不在者投票における代理記載

郵便による不在者投票をすることができ、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ厚岸町選挙管理委員会の委員長に届け出た人に、投票に関する記載をさせることができます。

該当する人は、次のとおりです。

●身体障害者手帳に「上肢若しくは視覚の障害の程度が一級である者」として記載されている人

●戦傷病者手帳に「上肢若しくは視覚の障害の程度が特別項症から第二項症までである者」として記載されている人

ほかの市町村での投票

長期出張などで投票日当日、厚岸町で投票することができない人は、最寄りの選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙の請求は、早めに厚岸町選挙管理委員会に申し込んでください。

この場合、投票用紙の請求書は、必ず本人の自書でなければなりません。

●選挙についての問い合わせ／厚岸町選挙管理委員会



■各投票所と投票時間

投票区	投票場所	区	域	時間
1	湾月生活館	湾月、愛冠		7時～20時
2	厚岸保育所	松葉(3丁目58まで、3丁目85～100)、有明、梅香、若竹(3丁目13まで、3丁目33～111)		"
3	湖南地区集会所	松葉(3丁目59～84、3丁目101～)、奔渡(1丁目)、若竹(3丁目14～32、3丁目112～)		"
4	多機能共生型地域交流センター	奔渡(2丁目～4丁目)		"
5	漁村環境改善総合センター	奔渡(5丁目～7丁目)		"
6	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋		7時～19時
7	床潭地区漁村センター	床潭		"
8	中央公民館末広分館	末広		"
9	トライベツ地区集会所	トライベツ		"
10	若松地区集会所	若松(第11投票区以外の番地)		"
11	糸魚沢地区集会所	糸魚沢、若松(573)、サンヌシ		"
12	真竜保育所	港町		7時～20時
13	真栄地区集会所	真栄		"
14	住の江地区集会所	住の江、山の手		"
15	宮園地区集会所	宮園1丁目(第16投票区以外の番地)、宮園2丁目		"
16	宮園鉄北地区集会所	宮園1丁目(372～389)、宮園3丁目、宮園4丁目、白浜、光栄		"
17	門静地区集会所	門静、太田宏陽、乙幌		7時～19時
18	中央公民館苦多分館	苦多(第19投票区以外の番地)、沖万別8、尾幌1582		"
19	尾幌酪農ふれあい館	尾幌(第18投票区以外の番地)、苦多6、沖万別36		"
20	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌		"
21	太田活性化施設	太田、大別、セタニウシ、サッテベツ、片無去(930、945、1055)		"
22	片無去地区集会所	片無去(第21投票区以外の番地)		"